

第一節 音楽学校の設立

一 音楽学校の設立に至るまで

明治十八年七月、音楽取調掛は全科卒業生として幸田延、遠山甲子、市川道の三名を送り出した。職業音楽家として充分なその実力は、教育機関としての取調掛の成果を明らかにするとともに、音楽取調掛がすでに学校に昇格するにふさわしい水準に達したことを示すものであった。掛長伊澤修二は、同年文部省権大書記官、ついで編輯局長心得に抜擢されていたが、俗曲改良費の削減に対して復活要求を出すなど音楽教育の向上になおも尽力しつづけ、十九年秋には音楽学校設立のための建議書の原案を自ら作成した。この原案はその後訂正増補され、十一月、伊澤修二、櫻井錠二、矢田部良吉、外山正一、穂積陳重、村岡範爲馳、箕作佳吉、菊地大麓の八名の連署で文部大臣森有禮に上申された。その全文は次のとおり。

音楽学校設立ノ儀ニ付建議

方今教育ノ制度大ニ舊來ノ面目ヲ改メ上ハ大學ヨリ下ハ小學ニ至ルマテ其秩序整然定立シ吾國將來教育ノ方針ハ業ニ既ニ確定ヲ告ケントスルノ期ニ達セリ是レ吾輩カ國家ノ爲メ大ニ慶賀シテ措カサル所ナリ然リト雖モ猶其間苟モ缺典ト見ルヘキモノ一モ存スル所アラハ敢テ議ヲ閣下ニ献シ以テ明鑒ヲ懇請スルハ吾輩教育ニ従事スルモノ、本分ト思惟スルニヨリ謹テ鄙見ヲ左ニ開陳ス

抑教育ノ要ハ身體ヲ强健ニシ知識ヲ増長スルヲ以テ重シトスルト素ヨリ論ヲ待タスト雖モ之ト同時ニ亦心情ノ養成ヲ怠ル可ラス蓋シ邦國ノ開明進歩ヲ致スハ單ニ人智ヲ物質上ニ施スニ職由スルカ如シト雖モ其實高尚ナル心情ノ之カ主トナリ之カ因トナルモノアルニ非サレハ盛大善美ノ化域ニ達スル能ハサルハ識者ノ皆許ス所ナリ然リ而シテ心情ヲ高尚ナラシメンニハ一般ノ趣味ヲ優美ナラシメサルヘカラス優美ノ趣味ヲ養成スルハ主トシテ美術ノ力ヲ假ラサルヘカラス是ニ於テカ美術教育ノ要起ル

我輩今日教育施設ノ方向ヲ察スルニ諸般ノ學藝皆完美ニ至ルニ拘ラス獨美術ノ一點ニ於テハ或ハ缺クル所ナキカヲ疑ハサルヲ得ス曩者吾省音楽取調所ヲ設ケラレ近頃又圖書取調委員ヲ置カル抑音樂圖書ノ二者ハ美術上ノ高位ヲ占ムルモノナレハ是レ此舉タル美術教育獎勵ノ旨ニ出タルヲ證スルニ足ルト謂フヲ得ヘキカ圖書ノ如キハ暫ク之ヲ措キテ論セスト雖モ音樂ノ事ニ至リテハ吾輩同志ト共ニ其改良進歩ニ熱心スル所ナレハ敢テ一ニ忠言ヲ閣下ニ呈セン惟フニ音樂取調所ハ數年前ノ設立ニ係リ爾來汎ク本邦及西洋ノ音樂ヲ考查シ佳良ノ樂曲ヲ撰定スルヲ以テ其職トシ旁ヲ音樂生徒ヲ養成シタルモノナレハ今日ニ至リテハ既ニ幾多ノ經驗ヲ積ミ進テ一個特立ノ音樂學校トナルヘキノ期既ニ熟セリト謂フモ可ナラン然ルニ今日音樂取調掛ノ實況ヲ窺ヘハ其規模或ハ前日ヨリ縮少スルアルモ更ニ之ヨリ伸張シタルノ實ヲ見サルカ如シ是レ吾輩ヲシテ美術教育獎勵ノ點ニ於テ或ハ缺クル所ナキカヲ疑ハシムル所以ナリ顧テ世上一般ノ情勢ヲ察スレハ社會ハ益改良ノ運ニ赴キ頃日既ニ演劇改良ノ美舉アルヲ見ルニ至レリ然ルニ音樂其他優美ニ屬スル藝術ヲ授ケ實地演技ニ堪

フヘキ人物ヲ養成スル所ハ全國中未タ一モ其設立ヲ見サルニ非スヤ
是レ吾國民ノ一大不幸ニシテ亦社會ノ缺典ト謂フヘシ故ニ今ニシテ
吾省音樂學校ヲ設立シ優等ノ藝術家ヲ養成シ且最良ノ音樂ヲ擴張普
及スルノ責ニ任スルニ非スハ畜社會ノ大勢ニ背クノ譏ヲ招クノミ
ナラス將來吾國ノ開明進歩ヲ妨クルノ憂ナシト謂フヘカラス依テ吾
輩ハ速ニ一個ノ音樂學校ヲ設立セラレントヲ閣下ニ建議ス冀クハ
吾輩カ微衷ヲ察セラレ本議ヲ嘉納セラレン事ヲ謹白（明治十九年十
一月）
（『大日本教育會雜誌』第四十四号、明治十九年十一月）

この建議書が採納されたことにより、明治二十年十月四日、勅令第五
十一号、ついで文部省告示第九号をもって、音楽取調掛は東京音楽学校
と改称され、ここに文部省直轄の音楽学校が誕生する。

文部省告示第九號

東京商業學校ヲ高等商業學校ト改稱シ訓盲啞院ヲ盲啞學校ト改稱
シ圖書取調掛ヲ東京美術學校トシ音樂取調掛ヲ東京音樂學校トス

明治二十年十月五日

文部大臣子爵 森有禮

（『官報』明治二十年十月五日）

同月十四日、元音楽取調掛主幹神津専三郎は同校幹事に任ぜられ、ま
た翌二十一年一月二十七日には文部省編輯局長伊澤修二が東京音楽学校
長を兼任、初代校長となる。

敘任及辭令 明治二十一年一月二十七日

文部省編輯局長正六位

伊澤修二

兼任東京音楽學校長

（『官報』明治二十一年二月二十八日）

同年十月、文部省より官制の改正が公布された。

東京音楽學校官制

第一條 東京音楽學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ音樂師マタハ音樂教
員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 東京音楽學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長 奏任三等以上 教授 奏任 助教 判任

幹事 奏任四等以下 書記 判任

第三條 學校長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督
ス

第四條 教授ハ七人トス生徒ノ教授ヲ掌ル助教ハ八人トス教授ノ
職掌ヲ助ク

第五條 幹事ハ一人トス學校長ノ指導ヲ承ケ庶務會計ヲ幹理ス

第六條 書記ハ五人トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第七條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ商談委員會ヲ設クルコトア
ルヘシ其委員ハ文部大臣之ヲ命ス

第八條 教官ノ缺員アルトキ又ハ特別ノ必要アルトキハ學校長ハ文
部大臣ノ許可ヲ得テ外國教師ヲ雇入レ又ハ講師ヲ囑託スルコトヲ
得

此他臨時ノ須要ニ依リ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ判任官俸給
豫算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

（『官報』明治二十三年十月十五日）

（1）この原案は『伊澤修二選集』（昭和三十三年）に収められている。